

306. 中世の信楽焼の文様について

1. はじめに

中世・鎌倉、室町時代の信楽焼には文様や記号をつけた製品が時々みられます。その中で記号や文字をつけたものは多いのですが、文様をつけた信楽焼はとて数少ないのです。ここではその文様をつけた信楽焼を紹介し、なにか特性があるのか考えてみましょう。最初にその文様を紹介し、その後にそれがどんな意味を持っているのかを述べたいと思います。ただ、ここで紹介する資料は筆者が集め得たものだけであり、まだ見たことのないものが有るでしょうが、それについては再度考察してみることにして記述します。



2

近江風土記の丘資料館
『中世の信楽』展図録より

2. 各文様について

1は伝世品（美術品などで古くから大切にされて世に伝わってきたもの）。16世紀前半の、蹲型の壺（小

型の壺で、人が蹲ったような形に見たててこうよびます。最初は農具として種籾などを入れる壺でしたが、後に茶の湯の道具として柱に掛ける花入れなどで使われるようになりました）の胴部に、根がついた若松をヘラで陰刻してあります。その若松の左右にはやはりヘラで「ハ」の字に似た記号状の陰刻があります。

2は伝世品。16世紀前半の、小型の壺の肩の部分に、古い松をヘラで陰刻してあります。その傍には矢張りヘラによる「大」の字の陰刻がつけられています。

3は伝世品。15世紀後半の、小型の壺の肩から胴にかけて、判定のつけられない文様をヘラで陰刻してあります。その左右に1の壺と同様にヘラで「ハ」の字のような記号状の陰刻があることから、この中央の陰刻もなんらかの文様であろうと思われます。

4は安土町老蘇遺跡の出土品。16世紀前半の蹲型の壺の肩の部分に、屋根のある船・屋形船のような文様をヘラで陰刻してあります。その他に「V」や「十」のような記号状のものがヘラで陰刻してあります。

5は伝世品。16世紀前半の檜垣文（信楽焼特有の文様で、実際は呪いの文様と考えられているものです）が、その形態が檜の薄板を網代に編んで作った垣根・



檜垣文 近江風土記の丘資料館
『中世の信楽』展図録より

樽垣のように見えることからそのように呼ばれています)の壺の肩の部分に老い松をヘラで陰刻してあります。他の例に比べて太く深くくっきりと刻んでいる特徴があります。

6は伝世品。15世紀前半の壺の肩の部分に小鳥をヘラで陰刻してあります。この小鳥は嘴と目、足以外の体の部分は、細かい点でその羽毛を表現することによって描いています。この壺は信楽焼の壺の中では、その口の形が二重口縁と呼ばれる作り方であったり、胴部の形が珍しいもので、何の為であるのかは判りませんが、特殊な用途に使われる為につくられていると考えられています。

7は伝世品。16世紀後半のやや大きめの壺の肩の部分に、三つ葉のクローバーのように見える文様を三カ所に印判で、その間をヘラで波のようにつないだ文様が陰刻されています。

8は栗東市東阪遺跡の出土品。15世紀後半の大型甕の肩の部分に、蜻蛉と魚をヘラで陰刻してあります。蜻蛉は通常は二対ある翅を一对で表し、胴体は一本線で描いているものの目や足を省略しています。更に、魚はしっぽは三本線で、頭から胴体はその輪郭線と側線(?)を描きますが目や鱗などは見られません。このように不完全な文様ですが、その全体の形からみて蜻蛉と魚と考えられます。大甕に文様が描かれる点や、6の壺と共に動物が表されているのは珍しいものです。

9は信楽町宮町遺跡出土品。小鉢の側面にあります。そのうち長辺にあるものは判りませんが、短辺には松と見られる樹木が三本、ヘラで陰刻されています。

10は伝世品。16世紀後半の大型の縦耳の四耳壺(壺の肩に蓋を緊縛するための繋ぎ手・耳が四つ付けられたもの。この壺は茶葉を収納するための茶壺)の耳と耳の間、その四方所に印判による6弁の花文が陰刻されています。

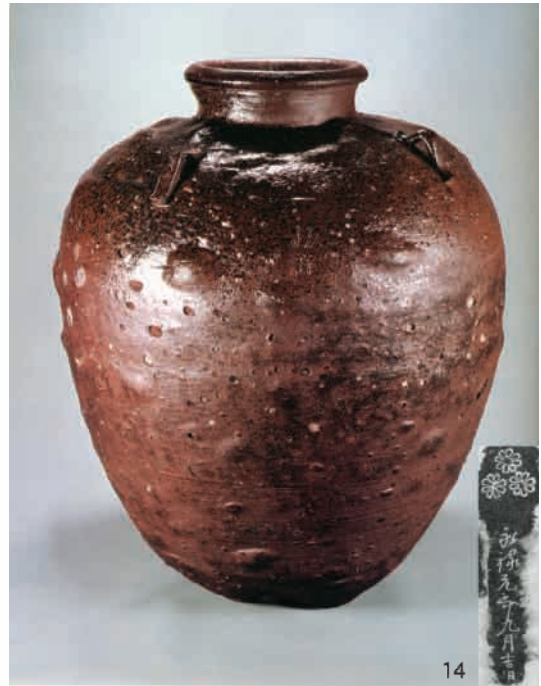
11は伝世品。16世紀後半の壺の肩の部分に、三条の沈線を巡らし、その下の方の二カ所に印判による菊花文が陰刻してあります。

12は伝世品。16世紀後半の蹲型壺の胴部中央に、印判による二連の大柄な菊花文が陰刻されます。

13は伝世品。16世紀後半の大型壺の肩部分に、印判による写実的な菊花文が陰刻されています。その花は二重の菊で蕾や茎、その葉を表した絵画的な文様で、他に類例のない美しいものです。

14は伝世品。16世紀後半の大型四耳壺の肩部分の三カ所に、各々三個の印判による菊花文を陰刻し、その下部に「永禄元年(1558年)、九月吉日」、「信楽」、「勅旨」、「染師満介作」という銘文がヘラで陰刻されています。

15は伝世品。16世紀後半の大型壺の肩の部分に、



桂又三郎『時代別古信楽名品図録』より

印判による小さな菊花文が一カ所陰刻されています。

信楽焼にはここに記述してきたものの他に、「天文三年(1534年)」という年号などを浮き彫りにした蹲型の四耳壺の全面に、雲龍文をやはり浮き彫りにした例がありますが、これは明らかにその時代のもではなく、より新しい時代のもので、中世の信楽焼を対象としているこの文章では扱わないことにします。

3. その方法と年代

これまでに紹介してきた信楽焼の文様をみると、その施文方法に二通りあることが判ります。一つはいろいろな文様をヘラのような道具で描く方法です。そして、もう一つは木にその文様を彫込んで印判をつくり、それを押して文様をつける方法です。その方法を記述するにあたって、ここでは仮に、ヘラを使う方法を刻文型、印判を使う方法を印判型として記述します。これを元に見てみると、1~6、8、9は刻文型であり、7、10~15は印判型のもので、更に、それを時代別に分けると刻文型の1~6、8は16世紀中葉までの信楽焼であり、刻文型の9、そして印判型の7、10~15は16世紀後半以降の製品ということになります。もう一つ、その文様の内容を観察すると、刻文型では松や鳥、蜻蛉・魚などが描かれていて大変、変化に富んでいますが、印判型ではその絵柄がほぼ、菊花を中心とする花の文様に統一されています。従って、この施文方法が変わる16世紀後半に、その文様に関わる大きな変貌があったことが指摘できます。

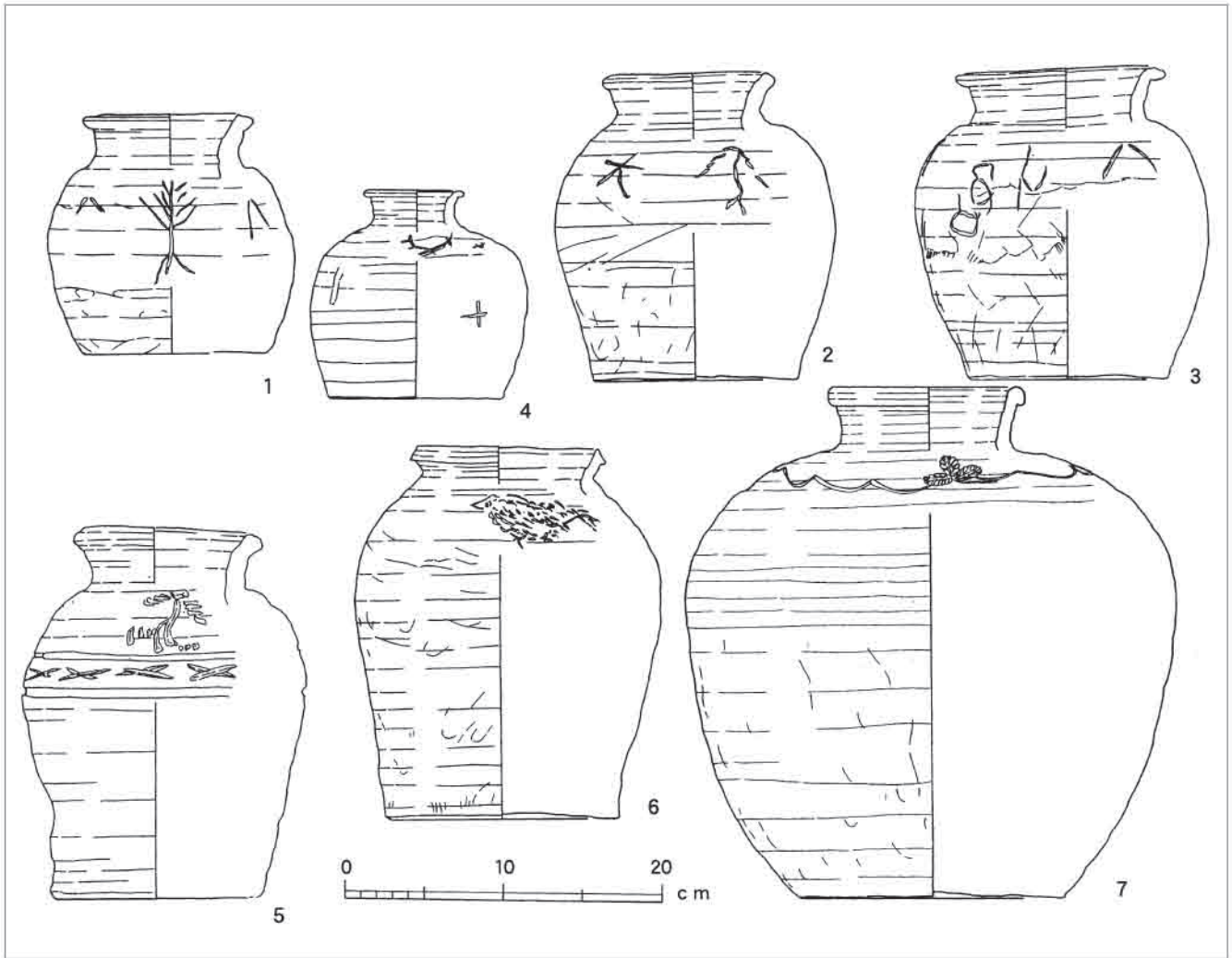


図1 文様のついた信楽焼実測図(1)

4. 文様の目的とその変貌

この変貌の意味を説く鍵はその絵柄にあります。16世紀中葉以前の文様は、例えば1の根付きの若松の文様がありますが、古来から松、杉が常盤木（常緑樹・年中葉が緑色を保つ樹木）として霊樹とされており、それをその木の生命の源である根付きのものとして表現してその器に予祝の意味、農業においては豊穡の祈りを込めたり、あるいは、慶び事に対する器としてこの文様が刻まれていると考えられるのです。2や5の古い松も同様な意味であると考えられます。3はその文様自体が判りませんので不明ですが、4の船、6の小鳥も古くから霊視されている文様ですので、やはり、何らかの寓意が込められているものと考えられます。そのことはそれらの器に文様と併せて「大」や「十」、「八」などの呪いや吉祥を表すとみられる字・記号が、併せて付されていることから窺えます。一方、16世紀後半以降の信楽焼に表されている文様は菊花を中心として草花の文様であり、それまでの呪

的・祈念的なものではなく、器を飾る、装飾を目的として付けられていると考えられます。同じ文様がつくれる印判による押捺おうつという方法もそれにふさわしく、より商品化したことを表しているものと考えられます。

信楽焼のこの16世紀後半の時期には窯の造り方をそれまでの窰あながまという、斜面を利用してトンネルのように穴を掘って窯を造る方法から、半地上式窯という斜面を掘り窪めそれを基盤として粘土や石などにより壁、天井を造って窯とする方法に変えていたり、また、それはこの前の段階の16世紀前半頃からみられる事ですが、甕・壺・播鉢という中世窯業の基本的な製品以外に、皿や鉢、あるいは、当時流行しつつあった茶道具など、その作る陶器の種類が増えるなどしています。更にその製品に「大工新二郎」や「染師満介」など、それをつくった陶工の名前を記すようになるなど様々な変革があります。信楽焼が中世の時代を脱却し、新しい時代に移行し始めた、そのような事情をこの印判による文様も表しているものなのでしょう。

(財団法人滋賀県文化財保護協会 松澤 修)

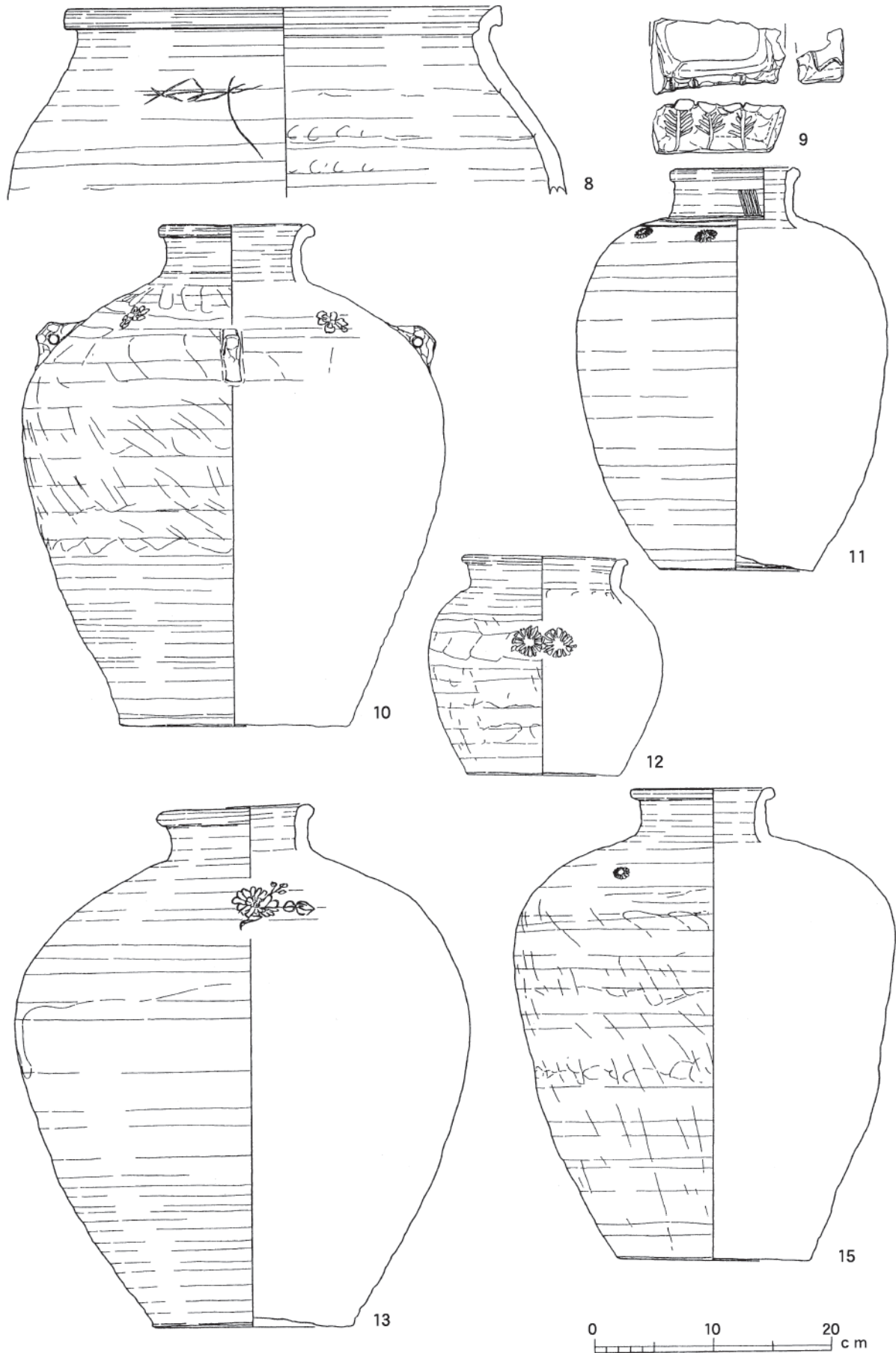


図2 文様のついた信楽焼実測図(2)